

◇番号：202304

◇研究機関名	四天王寺大学	◇不正の種別	旅費の架空請求（カラ出張）及び目的外使用
◇不正が行われた年度	令和1、3、4年度	◇最終報告書提出日	令和6年1月31日
◇不正に支出された研究費の額	1,166,800円	◇不正に関与した研究者数	1人

◇経緯・概要

**【発覚の時期及び契機】**

令和5年1月24日、事務局による勤務時間管理関係の事務処理過程において、元教員にカラ出張による旅費の不正使用の疑義が認められた。

**【調査に至った経緯等】**

「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部公的研究費の不正使用防止等に関する規程」に基づき予備調査を行った結果、カラ出張が疑われる複数の事案が認められた。予備調査の結果を踏まえ、当該元教員に確認を求めたところ、虚偽による出張申請を行った事実を認めたことから、最高管理責任者（学長）は、同規程に基づき、本調査を行うことを決定した。

◇調査

**【調査体制】**

研究費不正使用調査委員会（学内委員7名（令和5年度は6名）、学外委員1名（弁護士））を設置して調査を実施した。

**【調査内容】**

- ・調査期間  
令和5年3月8日～令和5年11月7日
- ・調査対象  
調査対象者：当該元教員  
調査対象経費：当該元教員が本学在籍中（平成31（令和元）年度～令和4年度）に執行した科学研究費助成事業（3課題）
- ・調査方法  
書面調査、当該元教員へのヒアリング、出張先及び研究協力者への照会

◇調査結果

**【不正の種別】**

旅費の架空請求（カラ出張）及び目的外使用

**【不正の具体的な内容】**

- ・動機、背景  
当該元教員は、日ごろからデータ収集等の協力を得ていた実家周辺にある病院への出張を装い、私的に帰省するための旅費として研究費を使用していた。  
また、コロナ禍により申請手続き済みの出張が中止となった際に、その取消手続きを行わないまま旅費を受領していた。  
さらに、研究協力者による出張を偽装して申請し、得られた旅費を同協力者に謝金と称して支払っていた。

・手法

- ① 私的な旅行を出張用務として虚偽申請し、旅費を受給。
- ② オンラインで実施した用務を出張用務として虚偽申請し、旅費を受給。
- ③ 実態の伴わない研究協力者の出張を虚偽申請し、当該旅費を研究協力者に謝金と称して支給。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	1,166,800円	令和1、3、4年度	1人
計	1,166,800円		1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・私的流用の有無

実家へ帰省するために使用した旅費（866,400円）について、私的流用を認定した。

**【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】**

書面調査、当該元教員への面談及び研究協力者に対する確認調査の結果により判明した前述の行為について、研究費の不正使用に当たることを結論付けた。

また、当該元教員がカラ出張によって得た旅費については、私的な帰省のために使用したことを同人が認めため、私的流用があったものと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

**【発生要因】**

＜当該元教員側の要因＞

当該元教員は、公的研究費の運営・管理に関する誓約書を提出し、コンプライアンス教育を受講していたにもかかわらず、旅費の架空請求や目的外使用を繰り返しており、研究者としての倫理観及び研究費を適正に執行するという規範遵守の意識が欠如していたと考えられる。

＜機関の管理体制＞

- ① 四天王寺大学では教職員の出退勤管理について IC カードによるシステム管理を行っているが、出勤日時と出張日時の重複確認に不備があった。
- ② 研究者の出張旅費を立替払いで執行することが多く、確認作業が困難であったことなどから、執行に係るモニタリングの仕組みが十分でなかった。

**【再発防止策】**

＜全体＞

- ・研修会やコンプライアンス教育における公的研究費不正使用防止に関する注意喚起に加え、各学部教授会、各研究科委員会等において不正使用事案等の資料配付など、周知徹底を図る。
- ・「科研費取扱要領」の改正及び説明会等を通じた研究者及び事務局担当部署に対する事務処理手続き遵守の周知徹底。

＜旅費＞

- ・出張申請書に用務の詳細や面会者の所属・氏名等の記載を求めるとともに、出張期間中のスケジュールが確認できる書類を添付するよう義務づけ。
- ・出張報告書に出張した事実が確認できる書類を添付するよう義務づけ。なお、提出書類一覧を研究者へメールにて案内し、不正防止への意識改善を実施。
- ・旅費に関する経費の支払いにコーポレートカードを利用可能に変更。

- ・旅費精算時に出張日と出退勤記録を突合し、出張用務従事日時に矛盾がないかを確認。
- ・宿泊先、用務先等に無作為に事実確認を実施。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分  
当該元教員は既に四天王寺大学を退職しており、四天王寺大学就業規則に基づく懲戒処分を行うことはできないが、同規則に準拠し、「懲戒解雇処分相当」として本人への通知を行った。
- ・本件の公表状況  
令和6年4月12日 四天王寺大学ホームページに公表